

議案第 40 号

長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、長久手市体育施設の適正かつ柔軟な管理運営を行うことに関し、長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長久手市体育施設設置及び管理に関する条例（昭和 54 年長久手町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 3 条 削除	<u>（職員）</u> 第 3 条 <u>施設の管理運営のため必要</u> <u>な職員を置く。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、長久手市体育施設の適正かつ柔軟な管理運営を行うことに関し、長久手市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

（背景・目的）長久手市体育施設の管理について、多様な管理運営を行うことができるようにするため、条例を改正するものです。

2 改正の内容

職員の規定を削除すること。（第3条関係）

3 今後の影響

特にありません。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとする。